I 令和3年分における相続税の申告事績の概要

令和3年分における被相続人数(死亡者数)は51,987人(対前年比103.8%)でした。 そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は3,845人(同110.5%)で、その課税価格の総額は4,254億99百万円(同108.2%)、申告税額の総額は399億38百万円(同105.5%)でした。

〇 相続税の申告事績

		年 分 等			(注1))			(注1)					
項	目	1 % 3		令和	2 年分	}		令和	3 年分	•		対前	年比	
1	被相	(注2) 続人数(死亡者数)			50.	人 103			51.	人 987			103.	. 8
2		相続税の申告書 出に係る被相続人数	外	688	<u> </u>	人 480	外	684		人 845	外	99. 4	110.	%
3		課税割合 (②/①)				% 6. 9				% 7. 4				′ント
4	相	続税の納税者である 相続人数			7,	人 387			8,	人 180			110.	% . 7
5		^(注3) 課税価格	外	39, 251		百万円	外	38, 805	5 425,	百万円	外	98. 9	108.	% . 2
6		税額			37,	百万円			39,	百万円			105.	% . 5
7	1被人相当	(注3) 課税価格 (⑤/②)	外	5, 705	11,	万円	外	5, 673	11,	万円	外	99. 4	97.	% . 9
8	た た り人	税額 (⑥/②)		w) + a	1,	万円 087		- In a /r 1	1,	万円 039	- + 		95.	

⁽注) 1 令和 2 年分は令和 3 年11月 1 日 (※) まで、令和 3 年分は令和 4 年10月31日までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

[※] 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和2年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和3年11月1日となる。

^{2 「}被相続人数(死亡者数)」は、「人口動態統計」(厚生労働省)のデータに基づく。

^{3 「}課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除 し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

⁴ 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

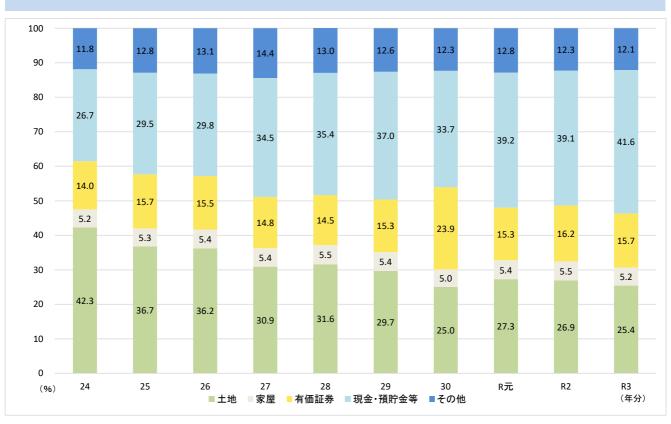
Ⅱ 参考計表

1 相続財産の金額の推移

項目 年分	土地	家屋	有価証券	現 金・ 預貯金等	その他	合 計
	億円	億円	億円	億円	億円	億円
24	1, 093	134	361	690	306	2, 584
25	1, 006	145	430	807	352	2, 740
26	950	143	407	781	343	2, 624
27	1, 171	206	561	1, 309	546	3, 793
28	1, 226	214	562	1, 374	500	3, 876
29	1, 127	206	579	1, 404	478	3, 794
30	1, 121	226	1, 070	1, 508	552	4, 477
R元	1, 145	228	641	1, 644	537	4, 195
R2	1, 097	225	661	1, 594	500	4, 076
R3	1, 114	229	687	1, 824	530	4, 384

⁽注) 上記の計数は、相続税額のある申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

2 相続財産の金額の構成比の推移



(注)上記の計数は、相続税額のある申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

Ⅲ 四国各県の状況

相続税の申告事績 (徳島県)

項	目	年分等	令和:	^(注1) 2 年分	令和	^(注1) 3年分	対前:	年比
1	被相	(注2) 続人数(死亡者数)		人 9, 886		人 10, 465		% 105. 9
2	の提	相続税の申告書 出に係る被相続人数	外 137	人 690	外 148	人 799	外 108.0	115. 8
3	課税割合 (②/①)			% 7. 0		% 7. 6		ポイント
4	相続税の納税者である 相続人数			人 1, 420		人 1, 638		% 115. 4
5	(注3) 課税価格		外 7,723	百万円	外 8,918	百万円 93, 173	外 115.5	114. 3
6		税額		百万円		百万円		% 106. 7
7	1被人相当	(注3) 課税価格 (⑤/②)	外 5,637	ън 11, 819	外 6,026	万円 11, 661	外 106.9	98. 7
8	た た り 人	税額 (⑥/②)		_{万円} 1, 120		_{万円} 1, 032		% 92. 1

⁽注) 1 令和2年分は令和3年11月1日(※)まで、令和3年分は令和4年10月31日までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

[※] 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和2年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和3年11月1日となる。

^{2 「}被相続人数(死亡者数)」は、「人口動態統計」(厚生労働省)のデータに基づく。

^{3 「}課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除 し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

⁴ 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

相続税の申告事績 (香川県)

		年分等		(注1)			(注1)		
項	目		令	和2年分	ं ने		令和	3年分	対ī	前年比
1	被相	(注2) 開続人数(死亡者数)		12	人 , 183			人 12, 329		% 101. 2
2	の提	相続税の申告書 出に係る被相続人数	外 196	1	,063	外	169	1, 108	外 86.2	% 104. 2
3	課税割合 (②/①)				% 8. 7			9. 0		ポイント
4	相続税の納税者である 相続人数			2	人 , 219			2, 363		% 106. 5
5		^(注3) 課税価格	外 12,		百万円	外	9, 749	百万円	外 80.5	100. 4
6		税額		10	百万円			百万円		% 104. 6
7	1被人相当	(注3) 課税価格 (⑤/②)	外 6, 18		万円 , 878	外	5, 769	ън 10, 478	外 93.3	96. 3
8	た た り 人	税額 (⑥/②)			万円 993			_{万円} 997		% 100. 4

⁽注) 1 令和2年分は令和3年11月1日(※)まで、令和3年分は令和4年10月31日までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

[※] 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和2年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和3年11月1日となる。

^{2 「}被相続人数(死亡者数)」は、「人口動態統計」(厚生労働省)のデータに基づく。

^{3 「}課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除 し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

⁴ 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

相続税の申告事績 (愛媛県)

		年分等		令和2	^(注1) 2年分		令和:	^(注1) 3 年分	対前:	年比
項	. 目									
1	被相	(注2) 続人数(死亡者数)			Д			Д		%
					18, 036			18, 770		104. 1
					人			人		%
2	の提	相続税の申告書 出に係る被相続人数	外	258		外	284		外 110.1	
					1, 197			1, 325		110. 7
3	課税割合				%			%		ポイント
		(2/1)			6.6			7. 1		0.5
4)	相続税の納税者である				Y			7		%
		相続人数			2, 646			2, 897		109.5
		(注3)			百万円			百万円		%
5		課税価格	外	13, 642		外	15, 531		外 113.8	
					131, 502			147, 679		112.3
		エン やエ			百万円			百万円		%
6		税額			12, 454			14, 034		112. 7
	1 被	(注3)			万円			万円		%
7	人相	課税価格 (⑤/②)	外	5, 288		外	5, 469		外 103.4	
	当				10, 986			11, 146		101.5
8	た続た	税額			万円			万円		%
	り人	(6/2)			1, 040			1, 059		101.8

⁽注) 1 令和2年分は令和3年11月1日(※)まで、令和3年分は令和4年10月31日までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

[※] 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和2年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和3年11月1日となる。

^{2 「}被相続人数(死亡者数)」は、「人口動態統計」(厚生労働省)のデータに基づく。

^{3 「}課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除 し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

⁴ 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を 示す。

相続税の申告事績(高知県)

年分等			今 和	(注1) 2年分	今和 :	^(注1) 3 年分	谷中	
項	目		ם אינו	2 千万	י ביף נן	0 +71	ח ני	1) 4 10
1	被相	(注2) 続人数(死亡者数)		人 9, 998		人 10, 423		% 104. 3
2	の提	相続税の申告書 出に係る被相続人数	外 97	530	外 83	613	外 85.6	% 115. 7
3	課税割合 (②/①)			% 5. 3		% 5. 9		ポイント
4	相続税の納税者である 相続人数			人 1, 102		人 1, 282		% 116. 3
5	(注3) 課税価格		外 5,769	百万円	外 4,606	百万円	外 79.8	%
6		税額		64, 565 百万円 7, 099		68, 555 百万円 6, 620		106. 2 % 93. 3
7	1被人相当	(注3) 課税価格 (⑤/②)	外 5,948	万円 12, 182	外 5,550	万円 11, 184	外 93.3	91.8
8	続 た り 人	税額 (⑥/②)		_{万円} 1, 339		万円 1, 080		% 80. 7

⁽注) 1 令和2年分は令和3年11月1日(※)まで、令和3年分は令和4年10月31日までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

[※] 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和2年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和3年11月1日となる。

^{2 「}被相続人数(死亡者数)」は、「人口動態統計」(厚生労働省)のデータに基づく。

^{3 「}課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除 し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

⁴ 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。